

関係官庁への届け出

オフィス移転時での主な項目ですが、これですべてではありません。調査時点から変更している場合もあります。
提出書類や提出期限などの詳細は関係官庁にお問い合わせください

管轄官庁	内容	窓口	手続き書類 (添付書類については要確認)	提出期限
法務局	① 本店移転 管轄内で移転	本店管轄登記所 http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html	本店移転登記申請書	移転日から2週間以内
	② 本店移転 管轄外に移転	変更前の本店管轄 登記所 http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html	本店移転登記申請書	移転日から2週間以内
	③ 支店移転 管轄する登記所の所在地が同一	支店管轄登記所 http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001252695.pdf	支店移転登記申請書	移転日から3週間以内
国税庁	① 異動事項に関する手続き	異動前の納税地管轄 税務署長 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_5.htm	異動届出書	移転後速やかに
	② 給与支払事業所等に関する 手続き	給与支払事業所等の 所在地の管轄税務署 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_11.htm	給与支払事業所等の開 設・移転・廃止届出書	開設、移転または廃止の事実が あった日から1か月以内
	③ 個人事業の開業届出・ 廃業届出等手続き	納税地を管轄する 税務署長 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/04.htm	個人事業の開業・廃業等 届出書	都道府県ごとに異なる
日本 年金機構	適用事業所の 名称・所在地の変更	管轄内 事業所の所在地を 管轄する年金事務所 https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150320.html	健康保険・厚生年金保険 適用事業所名称/所在 地変更（訂正）届	事実発生から5日以内
		管轄外 変更前の事業所の 所在地を管轄する 年金事務所 https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/jigyosho/20141203-02.html	健康保険・厚生年金保険 適用事業所名称/所在 地変更（訂正）届	事実発生から5日以内
労働基準 監督署	① 労災保険変更 に関する手続き	一元 適用事業 労働基準監督署	労働保険名称・所在地等 変更届	変更のあった日の翌日から 10日以内
		二元 適用事業 雇用保険はハローワーク、労災 保険は労働基準監督署 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655523.pdf		
	② 雇用保険変更 に関する手続き	一元 適用事業 事業所の所在地を 管轄するハローワーク	雇用保険事業主事業所 各種変更届 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655523.pdf	変更のあった日の翌日から 10日以内
		二元 適用事業		
郵便局	郵便物の転送	変更前の管轄郵便局	転居届もしくはe転居	移転判明後、速やかに
消防署	防火管理者選任届		防火・防災管理者選任証	遅滞なく
	入居工事に関する各種届出	管轄消防署	施工図面等	各種内容によって異なる
警察署	自動車の保管場所に関する手続き	管轄警察署	自動車保管場所証明申 請書	要確認